広島県通信費経理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十四日

広島県知事　横　田　美　香

広島県規則第五十六号

広島県通信費経理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　（略） 一　（略） イ　総務局総務課（以下「総務課」という。）において取りまとめて発送する本庁各課から差し出された郵便物に係る郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第一項、第五項及び第七項に規定する料金 ロ―ニ　（略） 二―五　（略）	（定義） 第二条　（略） 一　（略） イ　総務局総務課（以下「総務課」という。）において取りまとめて発送する本庁各課から差し出された郵便物に係る郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第一項及び第三項に規定する料金 ロ―ニ　（略） 二―五　（略）

附　則

この規則は、令和八年十二月一日から施行する。